

若越郷土研究

26の4

越前保と杉崎三ヶ村(一)

小泉 義博

(一)

中世の祇園社(現八坂神社)が越前国内で領有した所領としては、越前保と杉崎三ヶ村と称される二つの所領が知られており、それらに関する鎌倉末期から戦国期にかけての史料が、今に若干ながら残されている。そこでそれらの史料のうちいくつかを紹介しながら、以下にこの両所領の中世の状況について検討を加えてみたいと思う。

(二)

越前保は、また感神院保とも称された。

小泉 越前保と杉崎三ヶ村

史料上には「越前国越前保感神院⁽¹⁾」と見えるから、二つの呼称は混用されていたようである。当保が「保」を称するからには、古くは国衙在庁の支配下のいわゆる国衙領であったことは明らかで、それがある時点で祇園社の所領に寄せられたものであろうが、こうした当保の祇園社領となった経緯については、残念ながら不明と言わざるをえない。

越前保の故地比定についてもまた同様に、全く不明の事柄に属する。かつて越前保は国衙領であったのだから、その通例として、所属の田島等は府中近傍に所在したであろうという想像は抱くもの、今に残る小字名の調査⁽²⁾などからは、それと覚しき地名を見出すことはできそうにない。しかしながらこの調査結果を逆に考えるならば、それは当保を構成した田島等の所在のあり方を示唆していると言えるのではあるまいか。すなわち、越前保に属した田島等は、一定地域に集中的に所在していたのではなくして、各所に零細な耕地片として散在していたのでは

ないかということである。所領を構成する田島等が散在する事例としては、若狭国惣田数帳⁽³⁾に見える多くの国衙領を参考にあげることができる。例えば、常満保なる国衙領は富田・西・東の三郷に亘って散在しており、細工保に至っては実に五郷に亘って散在する耕地片の集積から構成されているのである。このような事例から類推すれば、越前保もまた同様に各所に散在するわずかな面積の田島等を集積することによって編成された所領だったのであろうと考えられるのである。そしてもしこの推測が妥当しているとすれば、今に残る小字名などにかつての越前保との関連を窺わせる地名が見出せないということは、むしろ当然のことなのである。

祇園社領となって以後の越前保に関し、その最も古い状況を示す史料は、「社家条々記録」に記載される次のような史料である。

①嘉元四年七月、越前国越前保者、雖為別当分社領、任别当寄附之間、為

小泉 越前保と杉崎三ヶ村

九月九日御節供料所、晴喜可門弟相
伝之由、被下 院宣了。⁴⁾

⑤嘉元四年七月八日、越前国越前保、
院宣云、
任去年三月十日任別当仲覚法印寄

附之旨、為九月九日御節供料所、晴
喜可門弟之由、被下 院宣畢、公秀

奉行^{千時名、}是ヲ以同十日、別当大塔
雲雅法印、可門葉相伝施行云々。⁵⁾

「杜家条々記録」というのは、祇園社
とその所領に関する由来等をまとめたも

ので、④は晴喜法印執筆とされ、⑤はこ
れを晴顕法眼が元亨三年（一一三三）に

編集しなおしたものとされている。これ
ら二点の記録はともに同じ内容のことを

述べていると思われるのであるが、それ
によると、まず越前保は「別当分社領」

とて、祇園社の政所別当に相伝領掌され
る所領であったことが知られ、それが嘉

元三年（一一三〇五）三月十日に至って、
ときの別当仲覚法印により「九月九日御

節供料所」に寄附されたものであること
が判る。つまり、これまで別当の取得し

ていた年貢米等が、九月九日御節供の祭

礼経費に充当されることになったという
わけである。そしてこの寄附と同時に仲
覚法印は、越前保が今後は祇園社執行た
る晴喜法印ならびにその門弟に相伝領掌
されるべしと定めたのであった。

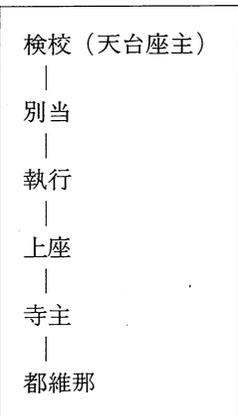
仲覚法印とは、『尊卑分脈』の桓武平氏
の項に見える平時仲の子「仲覚」のこと
と思われ、その傍注に「山」と見えるよ

うに、山門に延暦寺の僧侶であった。そ
の延暦寺僧たる仲覚が、また祇園社の政

所別当をも兼務して社務支配に関与して
いたわけである。祇園社における職制は

次の第一図に示す通りであって、最上位
の検校は天台座主が兼務し、次位の別当

〔第一図・祇園社の職制〕



も延暦寺僧が兼務することになっていた
から、祇園社内の上の責任者は第三
位の執行が務めていたのである。そして
越前保は、延暦寺より別当に任ぜられる
者のために特別に確保された「別当分社
領」であったのであり、それが嘉元三年

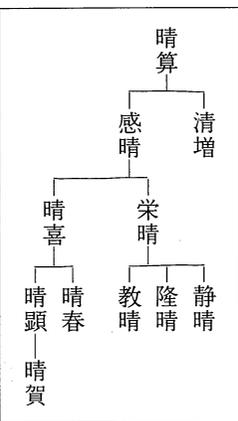
三月に「九月九日御節供料所」に充てら
れて執行が所務を管轄するようになった
のであるから、それだけ執行の経済的基

盤が拡充されたと言うことができよう。
越前保の相伝領掌を認められた晴喜法

印は、『尊卑分脈』の紀氏の項にその名が
見え、代々にわたって祇園社執行を務め

る家柄であった。その系譜をまとめると

〔第二図・祇園社僧系図〕



次の第二図のようになる。『八坂神社文書』に残る社僧系図をしてみると、晴喜には「権長吏兼祇園執行」と傍注されているので、祇園社執行の他に、権長吏(園城寺や楞嚴院にこの職制があった)をも務めていたことが知られる。晴喜法印の越前保に対する権限は、「保司」としてのものであった。そしてそれに対応する義務としては、九月九日御節供のために、

神供十三膳(勢分如日別、神供赤飯也)、内陣小瓶子(兼赤飯、納一種)

すなわち、赤飯十三膳と酒のはいった小瓶子三器を供えなければならなかったのである。

こうして嘉元三年三月に、越前保は別当仲覚法印から九月九日御節供料所として寄附され、執行晴喜法印が保司としてこれを知行することとなり、そしてこの措置を受けて翌嘉元四年(一三〇六)七月八日に、後宇多上皇は院司正親町三条公秀をして、かかる決定を追認する院宣を発給せしめ、さらにそれを同月十日に、別当大塔雲雅法印が晴喜法印に施行した

のである。以上述べた経緯を、さらに別の史料で探ってみると、例えば別当権少僧都法眼寄進状には次のように見えている。

寄進 社領山階田事

右当社季節供内、三月九日無料所而(月カ)

闕如之処、雲雅法印社務之時、為九月九日御節供料足、奉寄進越前保云々。然者三月許歟。雖為狭少乃貢、所令寄進山階田也。早執行教晴法眼

相伝領掌備進、毎年不闕 御神供、可專天長地久御祈禱之状、如件。

正和五年五月

別当権少僧都法眼和尚位判在

行快云、此一紙古也(10)

これによると、祇園社の季節供のうち三月と九月については、料足が欠如していたために祭礼が行えない状態であったので、九月九日御節供料として越前保が寄進された、そこで残る三月御節供料として別当権少僧都法眼が山階田を寄進するので、執行教晴法眼がこれを知行して神供を調進するように、と見えてい

る。こうして、闕怠していた祇園社の季節供の祭礼はようやく復活されたのである。

以上のごとくにして越前保は、嘉元三年三月から執行晴喜法印が保司として知行するところとなり、九月九日御節供料は確実に納入されるようになった。しかるに康永三年(一三四四)六月になって、彼は越前保などの所領を孫弟たる晴賀法眼に譲与することとなった。

譲与 山城国東藏庄已下事

右、当社領山城国東藏庄・越前国越前保・宝塔院供僧職以下委細目、為相伝之所帶之間、永代所譲与孫弟晴賀法眼也。云親類云他人、曾不可申

子細者也。仍為後日讓状如件。

康永三年六月七日(喜カ)(12)

長吏法印晴專判

右の讓状の署名は晴專とあるが、これは「祇園社記」雑纂の編集の際に生じた誤写と思われ、川島敏郎氏の指摘のごとくに、晴喜に訂正しておかねばならないであろう。これによると、晴喜法印の「相

小泉 越前保と杉崎三ヶ村

伝之所帯」たる越前保等が、孫弟晴賀法眼に譲渡されているのが知られるのであるが、彼らの關係を前掲第二図の社僧系図で確かめてみると、祖父と孫の關係にあることが判るから、かつてこれらの所領を「門弟相伝」すべしと定められていたことは、実際には子孫相伝の意味であったことが明らかになるのである。そしてこの譲与については、翌康永四年（一三四五）三月二十日に光嚴上皇の院宣によって安堵されている¹⁵。

譲与 条々事

一越前国越前保、代々 勅裁 院宣副渡之。

一宝塔院二口供僧職供料、為社領近江国坂田保供料……

……（中略）……

右所々、為孫宮内卿法眼晴賀分、所譲与也。仍為後日譲状之如件。

康永四年八月一日

本紙上、
長史法印晴専判¹⁵

同内容の譲状をなぜ再び作成したかについては必ずしも判然とはしないが、この両者を比較してみると、前者には「委細目録在別」とあつて簡略な内容であるのに対し、後者にはかかる付属目録がないかわりに、記載は著しく詳細に及んでいるので、譲与すべき所領の権利内容が全て譲状の文面に記載してしまうということが、この再作成の目的だったのではないかと思われる。

こうして康永三年から、晴賀法眼の越前保に対する保司としての所務が始まったわけで、その義務たる九月九日御節供料の調進も滞りなく実行されたものと思われる。しかるに貞和五年（一三四九）九月二十六日に至つて、晴賀法眼はこの越前保を日吉二宮の彼岸結衆に譲渡してしまうのである¹⁶。しかも晴賀は、越前保を彼岸結衆に譲渡することについてはかなり以前から予定していたもののごとくであつて、貞和三年（一三四七）七月二

日の顕詮助法眼宛ての晴賀譲状¹⁷において、早くも越前保はその名が見えなくなつてしまつているから、晴賀はそれ以前に越前保を彼岸結衆に譲ることを決心していたと考えてよいであらう。

越前保を譲渡された日吉二宮彼岸結衆というのは、日吉神社内の二宮で執行される彼岸会の祭礼に結集する供僧集團のことと思われ、彼ら結衆が集團として越前保の保司職を領有し、それに伴う得分を取得すると共に、祇園社の九月九日御節供料については、以前と同様に神供等を上納することになつたのである。しかし彼岸結衆は、越前保の在地知行についてはみずからがその任に当たることはせず、この所務を観応元年（一三五〇）に十方院叡運注記なる人物に委任することとしたのであつた。

叡運注記は、この越前保請負にあたり、請料として三〇貫文をまず納入¹⁸、その年紀一〇年の間、毎年一二貫文の銭を上納する²⁰という契約を交したものと見て、越前保はいわば請料三〇貫

文に対する讓渡担保に相当すると言へ、また上納錢一二貫文を指し引いた残りの代官得分が、請料に対する利子の性格をもつものである。そして年紀一〇年の経過後は、当初の請料を彼岸結衆が叡運注記に返却すれば、越前保は再び彼岸結衆の領有に復するといふ、いわゆる本錢返しの規定が付け加えられていたようである。⁽²¹⁾

こうして観応元年から、十方院叡運注記が越前保の所務請負を開始したのであるが、しかし彼は、当初から契約通りの錢貨を上納する意志はなかつたようであつて、翌観応二年(一三五二)には、早くも彼岸結衆から下地押領と指弾されるに至っている。

日吉二宮彼岸結衆等謹言上、
欲早被成嚴重御教書於守護方、且被責返去年々貢、且被打渡下地、全知行、越前国越前保号感神院、十方院叡運注記押領無謂子細事。

副進 一通、安堵 院宣案康永四年三月廿日

小泉 越前保と杉崎三ヶ村

一通、晴賀法眼放券状案^{貞和五年九月}、
此外証文等依事繁略之。^{其日}

右当保者、本主晴賀法眼相副調度証文等、令放券彼岸結衆之段、所進証文炳焉也。爰十方院叡運注記、去年所務以來、令押領之条、無謂次第也。所詮、当保年貢為嚴重神物之上者、不日被責返之、至于下地者、急速可打渡結衆方之由、被成嚴重御教書於守護方、為全知行、言上如件。

観応二年四月⁽²²⁾

(斜線を以て抹消せり)

これは、叡運注記の違乱を室町幕府政所に提訴した彼岸結衆の訴状の草案に当たる史料であるが、ここに見えるように、叡運注記は去年〓観応元年の所務開始以來、越前保の年貢米等を一向に上納しようとはしなかつたものごとくであつて、その違乱排除のために彼岸結衆は、幕府から越前国守護細川頼春⁽²³⁾に対して嚴重の御教書を発給してほしいと言上しているのである。

しかるに一方の叡運注記は、こうした

彼岸結衆の動きに対抗すべく、みずからもすすんで幕府にこの問題を提訴するに及んでいたようである。

一八木彦三郎許ヨリ状有之。一兩日上洛、十方院訴訟御教書可下之由承之、驚入云々。則遣良詮対面。十方院与被和談、不可被締之由、十方院使申之。可驚入也。公方御教書事。依作沙汰、雖有其沙汰、始終不可有子細歎之由申遣之処、和談事無跡形。若然者、十方院争可及公方訴訟。所詮、為無子細事者、可所務云々⁽²⁴⁾

右の記事は、越前保の「預所」⁽²⁵⁾たる八木清綱が観応元年十月に上洛し来たつた際に、執行頭詮法印との間で行なわれたやりとりを書きまとめた部分であつて、その内容には理解のやや混乱しそうなところがあるが、簡単にまとめると次のようになる。まず上洛した八木清綱から十方院の訴訟に対して幕府御教書が下るであろうとの報に接して驚いて、この書状がとどいた。これに対し頭詮法印

は使を派遣して、清綱が十方院と和談して在地知行から手を引くことにしたとの注進を受けて驚いている、当方としてはたとえ御教書が発せられようとも、従来の事態を変更する所存はない、と申し遣わしたのである。するとこれに対して清綱からは、和談は事実無根のことであつて、もし和談が成立していれば十方院は訴訟に及ぶ必要はあるまい、いずれにしても問題をこれ以上悪化させないためには、現実の所務こそが重要である、との返答があつたのである。右の記事は以上のように解されよう。ここで注目されることは、越前保の所務に関して叙運注記があくまで強氣に行動し、また執行顕詮法印と預所八木清綱との関係を陰悪化させるものと、さまざまな虚偽の報告や風聞を流している点である。いまひとつは、預所清綱が「為無子細事者、可所務」と述べていて、現実の在地における所務こそが、こうした相論の解決に最も有効な手段と認識されている点である。つまり越前保の領有者たる祇園社もしくは彼岸

結果にとつては、預所_{II}在地領主の掌握こそが、所領支配の安定化の第一の条件であつたのである。そうであればこそ、十方院叙運注記は執行顕詮と預所清綱との間を乖離させようと画策しているのであり、また執行の方としては、「当方代官」⁽²⁶⁾たる預所清綱を吸引し続けるために、法勝寺上人や三宝院の書状をはじめ、清綱と関係のあるらしい志賀満・高橋中務の書状、あるいは幕府奉行人雑賀掃部の書状を受け取り、これらを預所清綱のもとに送付しているのである。⁽²⁷⁾

このようにして、執行顕詮法印や彼岸結果らは、越前保に対する十方院叙運注記の違乱を排除すべく様々に努力しているのであるが、しかしかかる事態は観応三年(一一三二)に至つても一向に解決がつかかなかつたようで、ここに彼岸結果は再び幕府政所に対して訴状を提出するに及んだのである。

〔端書〕
□状□越前保事、観応三三三、

賦賀積了

日吉二宮彼岸結果衆雜掌定勝謹言上、

欲早被成嚴重御教書於守護方、被停止十方院叙運注記濫妨、被打渡下地、被糺返年々抑留物、越前国越前保号感神院間事。

副進

三通、院宣_{案并}別当宣等案、

安堵別当宣并奉行官人奉書案

二通、御奉書并守護施行案、

右当保者、彼岸結果管領之處、十方

院叙運注記、自去年_元觀_元押領之間、

去年就被成御奉書之間、守護被施行

畢。而猶濫妨之衆、希代珍事也。所

詮、被成嚴密御教書於守護方、被打

渡下地、為被糺返年々抑留物、粗言

上如件。

観応三年七月 日⁽²⁸⁾

(斜線を以て抹消せり)

こうして越前保をめぐる執行・彼岸結果と十方院叙運注記との相論はいよいよ混乱の状態となつていくのであるが、当然のことながら、この間における越前保からの九月九日御節供料の調進は、とうてい叶うべくもないことであつた。そこ

で執行顯詮法印としては、觀応元年分の御節供料はとりあえず、「為本主可被致其沙汰、子細可問答晴賀法眼」とて、もとの保司職所有者たる晴賀法眼からこれを調達させることにしており、翌觀應二年分については、「十方院叡運注記押領下地了上、晴賀法眼逐電之間、御節供無備進輩。仍以別志、予如形進了」とて、顯詮法印みずから自分の得分を割いてこれに充当しなければならなかつたのであつた。

ところで、こうした越前保をめぐる相論が続いているなかで、觀應元年十月に執行顯詮法印は現地の預所八木清綱のもとに使節を派遣しているのであるが、この使節に関連して当時の交通事情の一端が明らかにになるので、ここに簡単にまとめておきたいと思う。

派遣された使節は幸松宮仕なる人物であるが、彼は十月二十五日に京都を出立して十一月一日に越前国に下着し、また翌二日に越前国を出発して同月六日に上洛しているから、京都と越前国の上下向

には片道五日、往復一〇日を要したことが知られる。またその道中の旅糧については、まず下向にあたって「片道糧料一連」だけが執行から給与され、「上洛時者三連可給之由、申遣彦三郎許了」とて、復路の旅糧は預所八木清綱が負担することになつていたようである。この復路旅糧三連とは、「旅糧百五十文彦三郎給之」と見えて、一五〇文に相当することが判るから、一連とは五〇文のことであつた。しかしながら実際には一五〇文の復路旅糧では不足を来たしたようで、「百五十文外又百文、於路次借用」してゐるから、上向のためには計三五〇文の旅糧が必要であつたことが知られるのである。以上によつて、この南北朝期における京都・越前国間の交通事情が、わずかながら明らかになつた。

さて、それでは肝心の相論の方はどうなつたかという点、残念ながら史料が残されていないために不明と言わざるを得ない。しかし十方院叡運注記による越前保の所務は、もともと一〇年を限つた年紀契約であつたのであるから、これを経過して以後は彼はもはや当保に關与する根柢を失つてしまふわけであり、必然的に所務権は彼岸結衆の手に戻つたと考へるのが妥当であらう。右の事件より二〇年たつた応安五年（一三七二）十一月になると、

越前保年貢事、蓮阿状有之。昨日上洛、絹六到来蓮阿状有之。九貫四百五十文也。所残五百五十文、以用途可沙汰云々。

とて、越前保の年貢として蓮阿なる人物から絹六疋が上納されてゐることが知られるから、越前保の知行は本来のごとくに一応安定化してゐると見てよいであらう。なおこの記事によると、所務代官蓮阿が応安五年に上納すべき年貢銭は計一〇貫文であつたことが知られるが、これは前述の十方院叡運注記が契約してゐた年貢銭一二貫文より明らかに減少してゐる（実際には叡運はこれを全て押領したのであるが）、次第に代官より納入される請負年貢の量が減少してゐることが看取

小泉 越前保と杉崎三ヶ村

されよう。これは代官得分が増加したためと考えるべきではなく、むしろ預所など在地領主の給分に当たる部分が増えたためと見るべきであろう。

次に、さらに降った応永三年（一三九六）になると、越前保に関しては次のような史料が得られる。

造外官料当国感神院保并杉前三ヶ村役夫工米事、先々免除之上者、早可被停止催促之由、所被仰下也。案文如此。可令存知其旨給者、依造营所仰、執達如件。

応永三年十一月五日 権祢宜判奉

常陸権介判奉

越前国大使殿⁽³⁶⁾

この史料は、応永三年から実施に移された伊勢神宮の外宮造営のための役夫工米徴収にあたり、感神院保⁽³⁷⁾越前保と杉前三ヶ村からは役夫工米を催促しないようにと越前国大使に命じた伊勢神宮造営所の奉行人の奉書であって、これにより、役夫工米は伊勢神宮から諸国へ発遣された大使が直接に現地へ入部して催促にあ

たっていることが知られるのであるが、祇園社にかかる事態に対して、「先々免除」を申し出てそれが認められているのである。

しかしながら、それでは越前保と杉崎三ヶ村はこの役夫工米を全く納入しなかったのかというと、実はそうではなさそうである。というのは、この役夫工米の祇園社領に対する賦課は、同年十一月三日の幕府政所の内談によって決定された国分注⁽³⁷⁾文に基づいてなされたものであることが明らかであり、それには越前保も杉崎三ヶ村もともにその名が記載されている、役夫工米は確かに賦課され、また納入されていると考えられるからである。それでは右の造営所奉行人奉書によって「免除」されたのはいったい何かというと、それは越前国大使が現地へ入部して役夫工米を催促するということ、つまり国催促が免除⁽³⁸⁾停止されたにすぎないと考えるべきであろう。そして祇園社は、割り当てられた役夫工米を京都において納入する、つまり京済という方式を採用

するよう申請していたのである。そうであればこそ、右の奉書には「可被停止催促」と記されていたのである。右の役夫工米免除については、以上のように解すべきと思われる。

以上に掲載した史料が、今までに得られた越前保関係の史料の全てである。これ以降については、越前保の名は所領目録においてすら見出せなくなってしまう。その理由としては、越前保が祇園社領から離れたという可能性もあるが、むしろそれ以上に、越前国の国衙領支配の機構そのものが解体してしまって、当保のごとき散在田畠によって構成される所領に於いては、その所務支配が全く不可能になってしまったということの方が、その理由としては可能性が高いであろう。換言すれば、守護による領国支配の展開が、かつての国衙領としての支配のあり方を破綻させ、領国全域にわたる所領支配の再編成がなされたのではないかということである。

- 注
- 1 「社家記録裏文書」第一八四号、観応二年四月日、日吉二宮彼岸結衆申状案(『八坂神社記録』—『増補続史料大成』第四三—四六卷)。
 - 2 『武生市史』資料編小字名一覽(近刊予定)。
 - 3 「東寺百合文書」ユ、文永二年十一月日、若狭国惣田数帳写(『鎌倉遺文』第九四二—二二二号)。
 - 4 「社家条々記録」(『八坂神社記録』)。
 - 5 「社家条々記録」(『八坂神社記録』)。
 - 6 「尊卑分脈」—『新訂増補国史大系』。
 - 7 「八坂神社文書」第八四一—一四一、社僧系図。
 - 8 「社家記録」康永二年九月九日条(『八坂神社記録』)。
 - 9 前注8史料。
 - 10 「八坂神社」御神領部第六。
 - 11 「社家記録」康永二年九月九日・十日条。
 - 12 「八坂神社」雑纂第二。
 - 13 川島敏郎氏「八坂神社領「四ヶ保」の形成と相伝について」(『古文書研究』第一四号)。
 - 14 「社家記録裏文書」第一八四号(前注1)に、「一通、安堵院宣案康永四年三月廿日」と見えてゐる。
 - 15 前注14史料に、「一通、晴賀法眼放券状案貞和五年九月廿六日」と見えてゐる。
 - 16 前注15史料。
 - 17 「八坂神社」雑纂第一、貞和三年七月二日晴賀法眼讓状。
 - 18 「社家記録」観応元年十月一日・四日条。
 - 19 「社家記録」観応元年六月八日条。
 - 20 「社家記録」観応元年十月一日条。
 - 21 「社家記録」観応元年十月四日条。
 - 22 「社家記録裏文書」第一八四号。
 - 23 佐藤進一氏「室町幕府守護制度の研究」上、第四章。
 - 24 「社家記録」観応元年十月四日条。
 - 25 「社家記録」観応元年九月五日条。
 - 26 「社家記録」観応元年十月一日条。
 - 27 「社家記録」観応元年十月二十五日条。
 - 28 「社家記録裏文書」第一八五号。
 - 29 「社家記録」観応元年九月八日条。
 - 30 「社家記録」正平七年九月九日条。
 - 31 32 「社家記録」観応元年十月二十五日条。
 - 33 34 「社家記録」観応元年十一月六日条。
 - 35 「社家記録」応安五年十一月十日条。
 - 36 「八坂神社文書」第一六二八号。
 - 37 「八坂神社文書」第一二七六号、役夫工米奉行衆国分注文。

小泉 越前保と杉崎三ヶ村